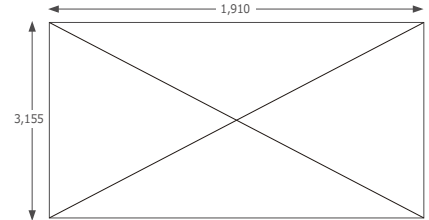




東急目黒線 武蔵小山駅より徒歩2分に設置の大型LEDビジョン
武蔵小山パルム商店街通り沿い、通行量54,173人(2022.4.17)
最短1週間再生より広告掲載の受付

■ 掲出サイズ (単位: mm)



■ 掲出場所

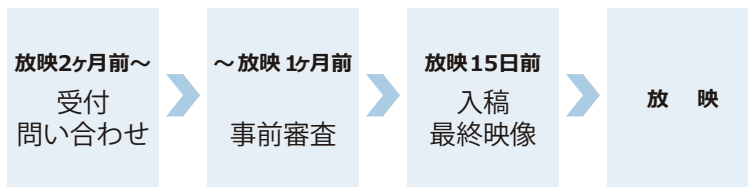


■ 掲出料金

掲出期間	掲出料金 (1日あたり)
1週間 (7日)	¥70,000- (10,000/日)
2週間 (14日)	¥140,000- (10,000/日)
3週間 (21日)	¥210,000- (10,000/日)
4週間 (約1か月)	¥392,000- (8,000/日)
12週間 (約2ヶ月)	¥420,000- (5,000/日)
16週間 (約4ヶ月)	¥560,000- (5,000/日)

※料金は消費税別です。
※上記掲出料金は、1コンテンツの場合となります。
※掲出料金には、映像制作・加工などの費用は含まれておりません。

■ お申し込みのフロー



■ 広告掲出について

- ・広告申し込みは随時受け付けております。
- ・掲載申込書の申込をもって契約有効となります。
- ・掲出にあたり、広告内容・デザインについて、事前に確認をいたします。
- ・下記のいずれにも該当しないものとさせていただきます。政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの。公序良俗に反する恐れのあるもの。その他、掲出する広告として妥当でないと当社が認めるもの。

■ 掲出広告内容

入稿データ/アスペクト比
動画 (WMV・MP4)・静止画 (JPEG) 4 : 3
広告再生時間
30秒から60秒間 / 自動再生繰り返し AM11:00 ~翌 AM2:00
広告再生数
1日100再生以上、365日放映

パル BOXビル2 LEDビジョン 掲載申込書
(東京都品川区小山3丁目 24-1)

申込者		部署・ご担当	
ご住所			
連絡先		mail	
掲出期間		コンテンツ数	

下記承諾し、掲載申込を行います。

記

第1条 (目的)

この規程は、パル BOXビル2 LEDビジョン(以下「本ビジョン」という。)に企業広告を掲出することにつき、株式会社 UDC(以下「当社」という。)に本申込書を提出し、当社から掲出することの承諾を受けた申込者(以下「申込者」という。)に適用されるものである。

第2条 (掲出の申込・掲出の承諾)

本ビジョンに企業広告を掲出することを希望する者が当社に対し、この規程を承諾のうえ、本申込書に必要事項を記入して提出し、当社がそれを承諾した場合、当社と掲出希望者との間で、本規程及び本申込書記載の内容(但し、当社が本申込書記載の内容の変更を指示したときはその指示した内容)で広告掲出契約が成立するものとする。当社は、掲出希望者の掲出希望内容を確認し、その内容を審査し、適正であると認めたとときに掲出を承諾するものとする。

第3条 (掲出料金)

申込者は当社の指定する期限までに、当社が別に定めた掲出料金を当社に納付しなければならない。

第4条 (掲出物の変更)

1. 申込者は当社から掲出の承諾を受けた後、申込者の都合により、掲出の期日・時間の変更又は本申込を取り消す場合には、速やかに当社に変更又は取り消しの届出を行わなければならない。また、掲出内容の変更については、新たに当社から承諾を得なければならない。
2. 新たな掲出承諾に伴い、掲出料金に追加を生じた場合、申込者は当社の指定する日までに追加掲出料金を当社に納入しなければならない。

第5条 (掲出物の管理・毀損等の場合の処理)

1. 掲出物の放映回数、放映コンテンツ数の制限は当社の管理にて行い、申込者はこれを承諾するものとする。
2. 地震、火災、台風その他の不可抗力により掲出中の掲出機会が滅失した場合、当社はそれによる損害につき責任を負わない。当社以外の第三者の故意又は過失により掲出中の掲出機会の一部又は全部が滅失した場合も同様とする。
3. 前項の場合において、当社がその事実を知ったときは、当社は、その事実を速やかに申込者に通知するものとし、当社と申込者は事後の処理について誠実に協議するものとする。

第6条 (掲出権の譲渡等禁止)

申込者は、掲出の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転売してはならない。

第7条 (掲出承諾の制限)

掲出が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、掲出の承諾をしないことができる。

1. 当施設の設置目的に反するおそれがあると認められるとき。
2. 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
3. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体が主催、共催、後援もしくは協賛をする行事内容であるもの。また、これら団体の利益になると認められるとき。
4. その他施設の管理、運営上支障があると認められるとき。

第8条 (掲出承諾の取り消し)

次の各号のいずれかに該当する時は、ただちに当社は掲出の承諾を取り消し、又は掲出の停止をすることができる。

1. 前条の各号の一にでも該当すると認められるとき。
2. 掲載申込書に虚偽の記載があったとき、又は承諾した掲出の目的、内容が実際と著しく異なるとき。
3. 掲出条件や当社が定める規定に反したとき。
4. 災害その他不可抗力によって、施設等の利用ができないとき。
5. 管理の都合上、やむを得ない事由の発生したとき。

第9条 (免責・賠償)

1. 掲出の承諾の取り消しに伴う申込者等の損害について、当社は賠償の責任を負わない。
2. 掲出中止に伴う申込者等の損害について、当社は賠償の責任を負わない。ただし、この場合、前項の規定にかかわらず、当社はすでに受け取った料金のうち、利用できなかった日数分に相当する金額を申込者に返還する。
3. 掲出中止に伴い、当社及び第三者に損害を与えたときは、申込者は当社及び第三者に責任を負うものとし、当社は第三者に対し一切の責任を負わない。
4. 掲出者が第三者と締結した契約に関しては、当社は一切の責任を負わない。

第10条 (掲出料金の返還)

既に納入された掲出料金の返還は理由の如何を問わず行わない。ただし第9条の2の場合はこのぞく。

第11条 (定めのない事項)

この規定に定めのない事項については当社で定める。